

議第45号

三島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

三島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年三島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項並びに別表第2の2の項及び4の項中「母子世帯等」を「ひとり親家庭等」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

令和3年6月8日提出

三島市長 豊岡 武士